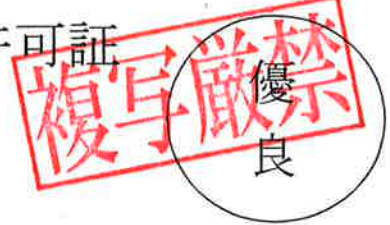


産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 京都府京都市伏見区横大路千両松町126番地

氏名 株式会社京都環境保全公社
代表取締役 鍋谷 剛

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府南丹保健所長 廣畑 弘



許可の年月日 平成30年4月9日

許可の有効年月日 平成37年1月31日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- ①燃え殻
- ②汚泥
- ③廃油
- ④廃酸
- ⑤廃アルカリ
- ⑥廃プラスチック類
- ⑦紙くず
- ⑧木くず
- ⑨繊維くず
- ⑩動植物性残さ
- ⑪ゴムくず
- ⑫金属くず
- ⑬ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- ⑭鉱さい
- ⑮がれき類
- ⑯ばいじん
- ⑰13号廃棄物

以上17種類（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除き、石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを含む。）

(積替え又は保管を行う)

- ⑱廃プラスチック類
- ⑲紙くず
- ⑳木くず
- ㉑繊維くず
- ㉒ゴムくず
- ㉓金属くず
- ㉔ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

以上7種類（これらのうち特別管理産業廃棄物及び石棉含有産業廃棄物であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	京都府船井郡京丹波町猪鼻石8番及び26番1
面積	3,600 m ²
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (これらのうち石棉含有産業廃棄物であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。)
積替えのための保管上限 積み上げることができる高さ	455.25 m ³ (409.5 m ³ +45.75 m ³)

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- 昭和53年3月30日:当初許可
- 昭和56年2月6日:変更許可(取り扱う産業廃棄物の種類の追加:③⑥)
- 昭和57年3月18日:変更許可(取り扱う産業廃棄物の種類の追加:④⑤⑫⑬)
- 昭和58年12月22日:変更許可(取り扱う産業廃棄物の種類の追加:①⑭⑮⑯)
- 昭和59年12月17日:変更許可(取り扱う産業廃棄物の種類の追加:⑧⑨⑰)
- 昭和61年10月1日:継続許可
- 平成2年4月11日:変更許可(取り扱う産業廃棄物の種類の追加:⑩)
- 平成3年2月1日:継続許可
- 平成8年2月1日:更新許可
- 平成8年10月23日:変更許可(事業の範囲の変更:積替え又は保管を行うものを追加)
- 平成13年2月1日:更新許可
- 平成18年2月28日:更新許可
- 平成20年7月25日:変更許可(取り扱う産業廃棄物の種類の追加:①①、事業の範囲の変更:積替え又は保管を行うものに②③④を追加)
- 平成23年2月1日:更新許可
- 平成23年12月26日:優良基準適合
- 平成30年4月9日:更新許可(優良基準適合)

5. 積替え許可の有無

有・無 (有) 無
市名 京都市 許可番号 06512005708

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無 (無)